

介護用品購入費助成事業助成券のご利用について

介護用品購入費助成券については、この『ご利用のしおり』をよくお読みいただきご利用ください。

助成券で 購入できる品 物	紙おむつ・リハビリパンツ・尿とりパッド (パッケージの「(社)日本衛生材料工業連合会のガイドラインに基づく表示」の品目欄に「大人用紙おむつ」の記載がある商品に限ります) 清拭剤・おしり拭き・使い捨て手袋・尿とりシーツ・ポータブルトイレ用消臭剤、使用済おむつ消臭袋
助成金額	月額5,000円（1,000円券5枚づり）超えた分は本人の負担となります。
利用できる人	<u>下記のいずれにも該当する在宅の方です。</u> ①甲賀市内に住所を有する方 ②特別障害者手当または福祉手当を受給していない方 ③対象者本人が市民税非課税の方 ④介護保険料を滞納していない方 ⑤介護保険の認定を受け、要介護1～5の認定を受けた方 ⑥3ヶ月以上にわたり常時おむつを必要とする方
利用できる店	甲賀市内で助成券取扱事業者登録をしている店舗
有効期間	その月の初めの日から末日まで（記載の利用内限り）

～助成券のご利用方法～

甲賀市内で助成券取扱事業者登録をしている店舗で必要枚数の助成券を切り取ってお店の方に渡してください。

※助成券と購入される介護用品に差額があり 1,000 円未満の端数が出た場合はその分を現金にて支払ってください。

（利用例）紙おむつの金額 2,625 円 → 助成券 2 枚（2,000 円分）と現金 625 円を支払う

～利用上のご注意～

①助成券には有効期間がありますので、ご利用の際には十分ご注意ください。

②助成券は現金との引換はできません。また、おつりが出ませんのでご注意ください。

③助成券は紛失または、汚損されても、再発行できません。保管には十分ご注意ください。

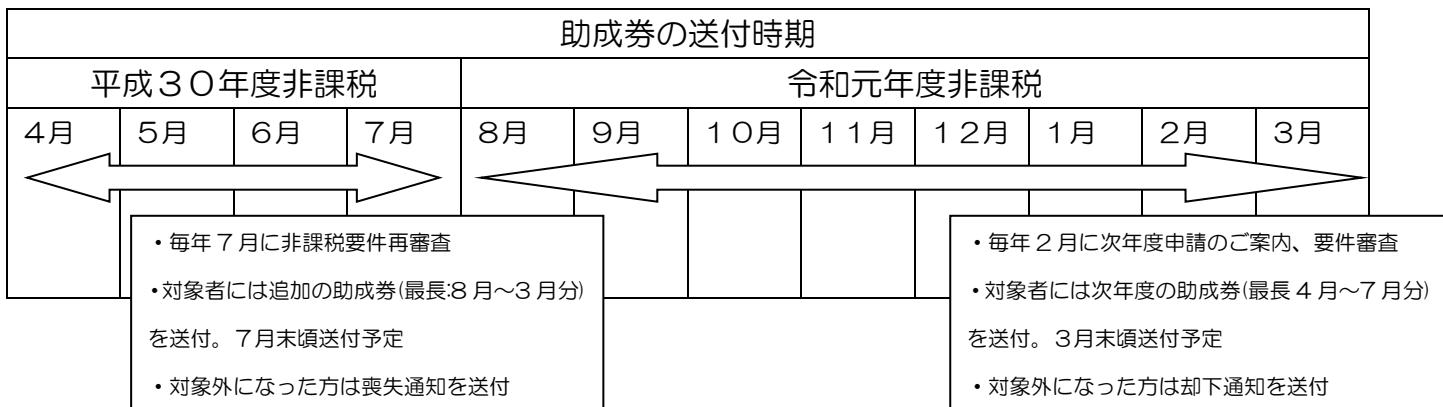
④助成券は、助成対象者専用の券です。他人へ絶対に譲ったり貸したりしないでください。

⑤助成券で支払った金額はおむつの医療費控除の対象となりませんので、確定申告をされる場合は、助成券で支払った金額が領収書に含まれないようにまたは、助成券で支払ったことがはっきり分かるようにして、申告してください。

～助成券の送付時期について～

・毎年 7 月に対象者に対して市民税の課税状況の審査を行うため、助成券の送付は年度中、複数回に分けて送付させていただきます。なお、年度途中に要介護認定の有効期間終了を迎える方は、有効期間終了月までの送付となり、それ以降の分については要介護認定更新の結果が出た時点で送付させていただきます。

・新規申請の方の助成券交付対象期間につきましては、申請月もしくは申請月の翌月からとなります。



ご注意！以下のいずれかに該当された場合は、助成資格が喪失します。

（助成券の一部または全部を返却してください。）

1. 病院に入院されたとき

月の初日から月の最後の日まで全ての日を入院された場合は、その月分の助成券は利用できません。ただし、月のうち1日でも在宅の日があれば、その月分の助成券は使うことができます。

2. 介護保険施設に入所されたとき

介護保険法に定める「施設」（介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護老人福祉施設・介護医療院）に入所されたときは、助成券は利用できなくなります。

3. 特別障害者手当・福祉手当を受給されたとき

特別障害者手当・福祉手当を受給されたときは、その決定通知日の属する月の翌月分の助成券から利用できなくなります。

4. 対象者本人に市民税が課税されたとき

毎年、7月に対象者に対して市民税の課税状況の審査をします。そこで課税となられた場合は、その年の8月分から翌年3月分までの助成資格が喪失となります。

5. 介護保険料を滞納されたとき

介護保険料を滞納されたときは、助成券は利用できなくなります。ただし、滞納している場合であっても、分納の誓約をし、誓約に基づいて確実に履行している場合は利用できます。

6. 要介護認定で自立（非該当）・要支援と認定されたとき

更新申請・区分変更により、要支援1、要支援2、非該当の認定を受けられた場合、助成券は利用できなくなります。

7. 死亡または転出されたとき

死亡または転出されたときは、速やかに届け出いただくとともに、お手元にある助成券をすべてお返しください。

8. 常時おむつをする必要がなくなったとき

～次の場合には、助成決定の取消しとなりますのでご注意ください。～

1. 助成券を他人に使用させたとき
2. 不正な手段により助成券の交付を受けたとき

介護用品購入費助成事業の更新については、毎年2月に申請書を送付させていただきますので、手続きをお願いいたします。

介護用品購入費助成事業助成券に関するお問い合わせは

甲賀市役所 健康福祉部 長寿福祉課高齢者支援係まで

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

電話番号：0748-69-2164

FAX番号：0748-63-4085